

空家等除却事業補助金の概要

市民の安全で安心な住環境を確保するため、市が認定した「特定空家」又は調査により「不良住宅」と認定された空家を除却する場合に除却費用の一部を補助する。

▶制度運用開始年月日

令和5年4月1日

▶補助金の額 ※随時受付

次のいずれか低い額

- ・除却工事費の1/2
- ・国が定める標準除却費のうち除却工事費の4/10
- ・500,000円

※予算がなくなり次第終了

▶補助対象の住宅（空家）

次のすべてに該当する住宅

- ・富良野市内に位置しており、概ね1年以上居住者がいない専用住宅又は兼用住宅
- ・市が認定した「特定空家」又は補助金申請後に市が行う調査の結果「不良住宅」と認定された空家
- ・所有権以外の権利が設定されていない住宅

▶補助対象の条件

- ・補助対象の空家を除却する工事で、市内登録業者が施工するものであること

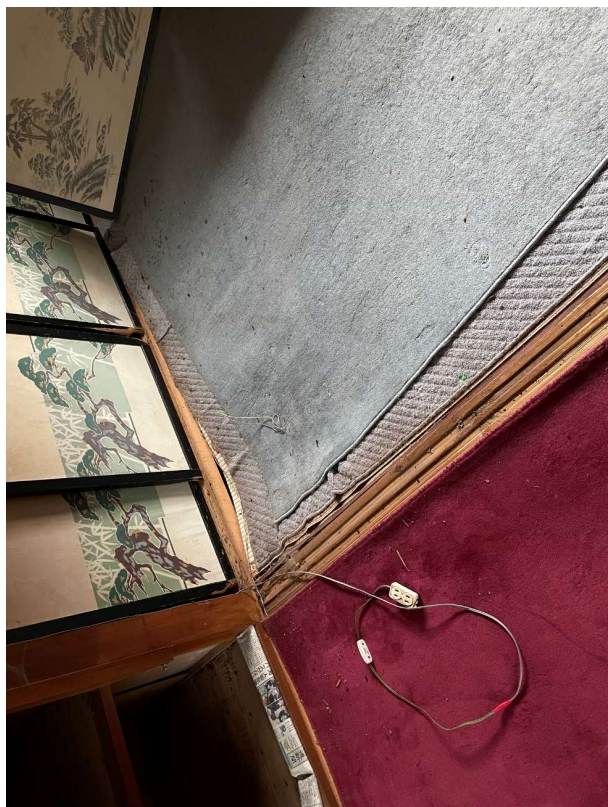
▶補助対象者

- ・空家の所有権を有する個人又はその相続人

▶支給実績

令和5年度 1件（支給金額 500,000円）

施工前写真 (空家等除却事業補助金)



根太落ち状況



柱傾斜状況

施工前写真 (空家等除却事業補助金)



基礎状況 (玉石) ①



基礎状況 (玉石) ②



外壁の剥落及び屋根ぶき材の状況①



外壁の剥落及び屋根ぶき材の状況②

施工後写真 (空家等除却事業補助金)



施工後写真 (空家等除却事業補助金)

